



横浜市親と子のつどいの広場事業  
新規運営団体募集個別説明会

横浜市こども青少年局子育て支援課  
令和3年8月

## 目次

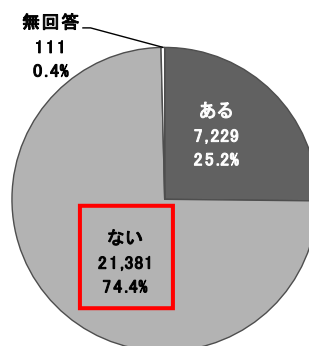


- 1 子育て家庭を取り巻く現状 …P3
- 2 事業概要 …P9
- 3 本市施策での位置付け …P17
- 4 国施策での位置付け …P20
- 5 求めている広場像 …P23
- 6 事業者の声・利用者の声 …P26

# 1 子育て家庭を取り巻く現状

## 子どもの世話をした経験

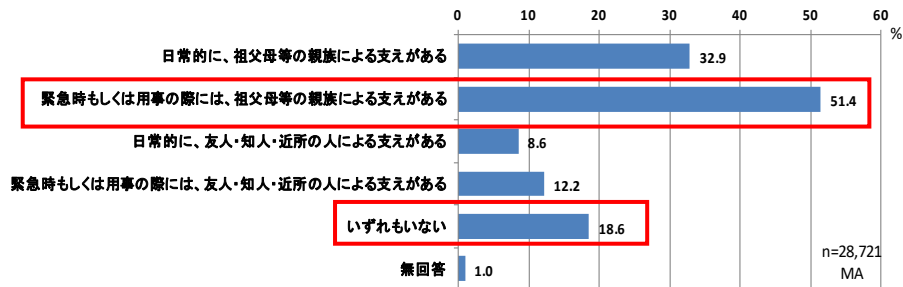
子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない人が、約75%



n=28,721

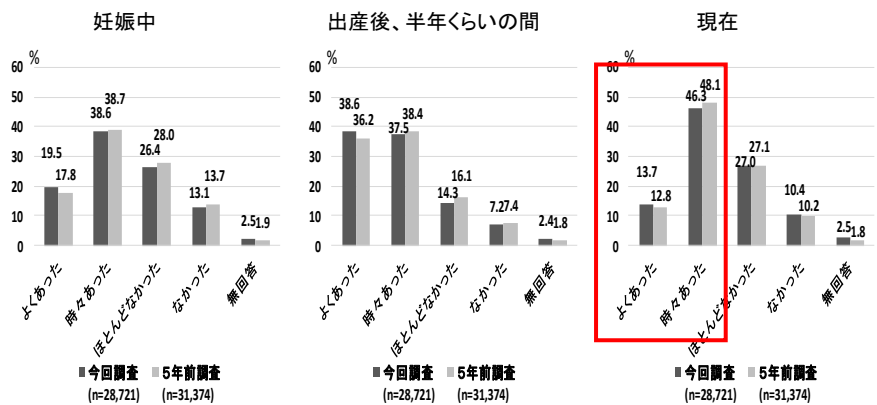
横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 結果報告書(平成30年11月)

# 子育てに対する周囲からの支え (育児の手伝い)の有無



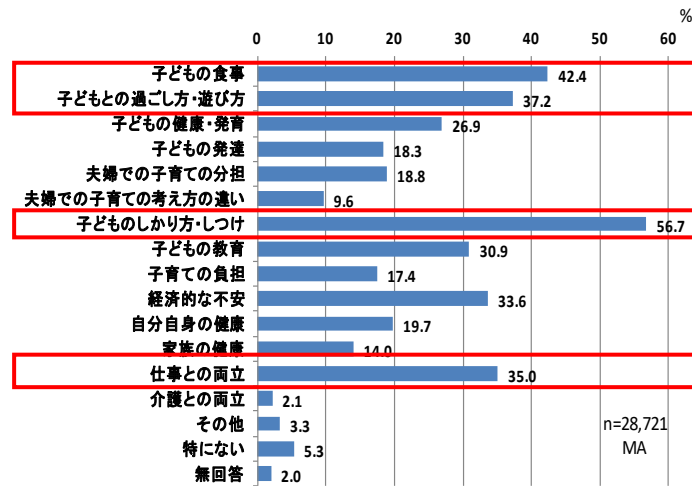
横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 結果報告書(平成30年11月)

## 子育てについて、不安を感じたり自信が持てなくなること 5年前との比較



横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 結果報告書(平成30年11月)

## 子育てに関する困りごと



横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 結果報告書(平成30年11月)

## 子育て家庭の姿～横浜市の調査から～



## 2 事業概要

### 親と子のつどいの広場の役割

- 子育てに対する**負担感・不安感の解消**や  
**家庭の養育力の向上**を図る



保育を目的とした  
事業ではありません！

- 就学前（主に0～3歳）の親子が、  
気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、  
交流できる場を提供

#### 基本機能

- ① 親子の居場所（交流・つどいの場）の提供
- ② 子育てに関する相談の実施
- ③ 地域の子育てに関する情報提供
- ④ 子育て・子育て支援に関する講習の実施



#### 追加機能

※継続して安定的に運営している  
既存広場のみが実施対象

- ⑤ 広場を活用した一時預かり  
※リフレッシュやちょっとした用事など、利用の理由  
を問わない一時預かり

## 実施例

商店街の空き店舗やマンションの一室などを利用して実施しています。

アットホームな雰囲気です



ハッピーひろば  
(都筑区)



さくらザウルス蒔田ひろば  
(南区)



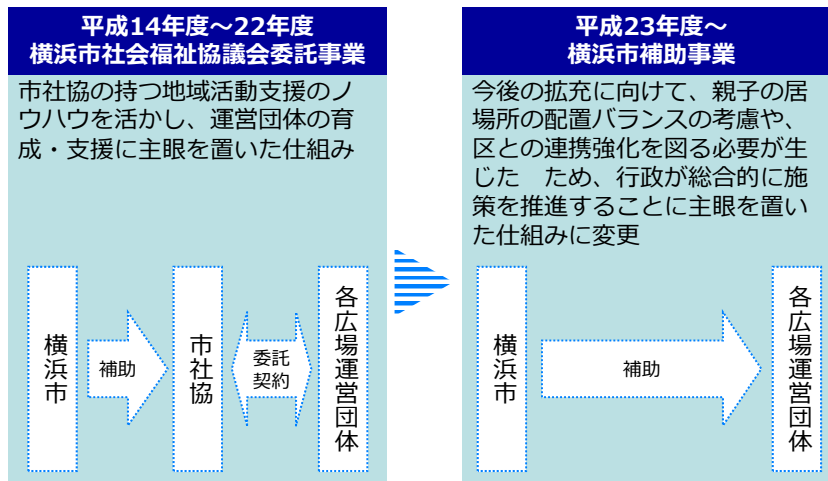
わかば親子の広場  
そらまめ (旭区)

## 事業の経緯

### ● 横浜の草の根活動から全国へ！！

<b>12年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○港北区で「おやこの広場 びーのびーの」開設</li> <li>●子育て中の母親たちが、「自分たちの子育てを豊かにする場を自分たちでつくる」ために、駅前商店街にある空き店舗を利用して活動を開始</li> </ul>
<b>14年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働省「つどいの広場事業」創設 (全国28か所でスタート)</li> <li>○横浜市「親子のつどいの広場事業」創設 (市内3か所でスタート)</li> </ul>
<b>17年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○横浜市「地域子育て支援拠点事業」創設</li> <li>●かがやけ横浜子ども青少年プラン前期計画(17～21年度)において、子育て支援の総合的な拠点として各区1か所整備を目標に掲げる</li> </ul>
<b>19年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働省「地域子育て支援拠点事業」創設</li> <li>●厚生労働省「つどいの広場事業」と「保育所地域子育て支援センター事業」、さらに児童館の活用も加えて、「地域子育て支援拠点事業」(ひろば型・センター型・児童館型)に再編</li> </ul>
<b>20年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働省「地域子育て支援拠点事業」の法定化</li> <li>●児童福祉法改正により厚生労働省「地域子育て支援拠点事業」が法定化。あわせて、社会福祉法改正により、第二種社会福祉事業に位置付けられる。</li> </ul>

## 補助方法変更の経緯



## 運営状況 ①



- 平成14年度に事業開始
- 令和3年7月現在 **67か所** で開設

年度	新設 (か所)	累計 (か所)	年度	新設 (か所)	累計 (か所)
H14	3	3	H24	5	41
H15	3	6	H25	6	47
H16	3	9	H26	3	50
H17	3	12	H27	4	54
H18	3	15	H28	3	57
H19	4	19	H29	4	61
H20	6	25	H30	2	63
H21	3	28	R元	3	66
H22	3	31	R2	1	67
H23	5	36			

## 運営状況②

### ○ 区別設置状況

- ・ 6か所 磯子、港北、保土ケ谷
- ・ 5か所 青葉
- ・ 4か所 旭、金沢、瀬谷、都筑、鶴見、南
- ・ 3か所 泉、神奈川、港南、戸塚、緑
- ・ 2か所 栄、西
- ・ 1か所 中
- ・ 0か所 なし

### ○ 運営団体は、主にNPO法人などの市民活動団体

- ・ NPO法人：44か所
- ・ 任意の市民活動団体：18か所
- ・ 社会福祉法人：4か所
- ・ 株式会社：1か所  
(うち11の団体が2広場運営しています。)

## 運営状況③

### 【各広場の連絡会等】

- 広場全体連絡会（年2回程度開催）
  - ・ 局主催の連絡会。局・団体間の情報共有や課題検討の場。
- ブロック連絡会（年2回以上）
  - ・ 18区を6ブロックに分け、ブロックごとの広場があつまり、情報交換、課題検討、研修、広場見学会などを実施。
- 局主催研修会（随時）
  - ・ テーマを設定の上、研修会や事例検討会などを実施。
  - ・ その他の機関が行う研修や講演会等も、随時、団体に情報提供。



### 3 本市施策での位置付け

#### 本市施策での位置付け①

##### ・第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画

～子ども・みんなが主役！よこはま わくわくプラン～

(計画期間：令和2～6年度)

指標	直近の現状値	目標値(6年度末)
子育て中の親子がいつでも利用できる 地域子育て支援の場の数(週3日以上開設のもの) ①地域子育て支援拠点 ②親と子のつどいの広場 ③保育所子育て広場、幼稚園はまっ子広場	①24か所 ②67か所 ③74か所 (3年6月時点)	①28か所 ②77か所 ③93か所
地域での子育て支援の場を利用している 親子の割合	44.2% (30年度)	50.0% (5年度)

## 本市施策での位置付け②

- 地域子育て支援拠点を中心としたネットワーク



## 4 国施策での位置付け

## 法律上の位置付け

- 児童福祉法上の地域子育て支援拠点事業に該当

【児童福祉法（抜粋）】

第6条の3

- 6 この法律で、**地域子育て支援拠点事業**とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

- 社会福祉法上の第二種社会福祉事業に該当

- 適正な事業実施や経営の安定を通じて利用者を保護するため、“規制”（事業開始時の届出義務、事業開始後の指導監督、質の向上のための自己評価等の努力義務など）や“支援”（消費税等の非課税措置）があります。

【社会福祉法（抜粋）】

第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 （略）

3 次に掲げる事業を**第二種社会福祉事業**とする。

一 （略）

二 **児童福祉法に規定する**児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、**地域子育て支援拠点事業**、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

## 国事業での位置付け

- 国事業としては、「地域子育て支援拠点事業」に該当します。

- 「地域子育て支援拠点事業実施要綱」等に、国事業としての実施要件が定められています。

- 国庫補助事業として、国から横浜市に対して、「子ども・子育て支援交付金」が交付されます。

- 内閣府「子ども・子育て支援交付金交付要綱」等に、国庫補助の対象事業としての実施要件が定められています。

## 5 求めている広場像

### 基本的な考え方

- **親子や地域の関わりあいを生み出す場**
  - **親同士の支え合い、子ども同士の育みあい、地域の人たちが親子を温かく見守る関係づくりの場**
    - 親が、安心して過ごせる居場所や周囲からの支えを得て、子育てに向き合うゆとりと自信を高められるように支援する
    - 子どもが、様々な人たちとの関係性の中で、他者への信頼感を高められるように支援する
  
- **あらゆる利用者が受け入れられる場**
  - **児童福祉法の理念**
    - 子どもが心身ともに健全に育成されるよう、（周囲の）すべての国民が努力しなければならない（第1条）
    - すべての子どもが、平等に生活を保障され、愛護されなければならない（第2条）

## 広場運営で大切にしていきたいこと



- 単なる「場所」の提供にならないよう、支援者としての取組・工夫を行っていただきます。
  - **基本的な考え方**（理念・目的、担い手に求める役割など）については、「地域子育て支援拠点事業における活動の指標『ガイドライン』」を参照してください。
  - **具体的な実践方法**は、『ガイドライン』の視点をもとに**スタッフ間で十分に議論**いただき、**目指す広場の姿や地域特性等に応じた工夫**を行ってください。
  - 親子を温かく見守る関係づくりの「架け橋」となるために、スタッフには当事者性と専門性を両立したスキルが求められます。広場の理念・目的の実現、円滑・安全な実施のために、**スタッフ間でのミーティング、情報交換、研修等の実施により、絶えず必要な知識・経験を養っていただく**ことが重要です。



## 6 事業者の声・利用者の声 (令和2年度実績報告書より)



## 事業者の声・利用者の声①【事業者】

- コロナ禍で以前にも増して地域で子育てをする親子にとって、安心できる場所という広場の存在の意義を感じた一年でした。
- 元利用者が子どもが成長した後に、昔の恩返しにと広場スタッフになってくれて嬉しかった。
- 「ここがあってくれたから孤独にならず、子どもと向かい合って過ごすことができている。なくてはならない存在です。」というお手紙をもらって、広場を開設して良かったと思った。



## 事業者の声・利用者の声②【利用者】

- 土曜日に開所をしてくれているので、父親同士で情報交換をしたり、他の子と触れ合うことにより自分の子の成長を感じることができた。
- 定期的な換気や消毒をきちんとしてくれているので、安心して遊びに行くことができた。
- 電車やバスなど公共交通機関での移動は怖いなと思っていたところ、徒歩で行ける場所にあって良かった。

## 引用・参考文献

- 参考文献 1

「地域子育て支援拠点事業における活動の指標『ガイドライン』」  
主任研究者 渡辺顕一郎（2010） 財団法人こども未来財団

【参考：NPO法人子育てひろば全国連絡協議会ホームページ】

[https://kosodatehiroba.com/new\\_files/pdf/guide29.pdf](https://kosodatehiroba.com/new_files/pdf/guide29.pdf)

- 参考文献 2

『地域子育て支援拠点ガイドラインの手引 こども家庭福祉の制度・  
実践をふまえて』 渡辺顕一郎・橋本真紀編著(2011)  
中央法規出版